

○航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示

(昭和三十八年十月二日)

(運輸省告示第三百三十八号)

改正 昭和四二年一〇月 七日運輸省告示	第 二九一号
同 四三年 五月二八日同	第 一五九号
同 四五年 二月 四日同	第 三五号
同 四五年 三月 四日同	第 六八号
同 四五年一〇月二六日同	第 二八八号
同 四六年 五月二一日同	第 一八〇号
同 四六年 六月二四日同	第 二二五号
同 四六年一〇月 四日同	第 三四三号
同 四六年一二月 四日同	第 四二七号
同 四七年 二月一七日同	第 四四号
同 四七年 三月二九日同	第 九六号
同 四七年 三月二九日同	第 一〇〇号
同 四七年 六月二二日同	第 二二五号
同 四八年 五月二三日同	第 二〇九号
同 四九年 二月二一日同	第 七六号
同 五一年 二月 三日同	第 五五号
同 五一年 七月一五日同	第 三五五号
同 五三年 三月二五日同	第 一五九号
同 五三年 三月二九日同	第 一七六号
同 五三年一二月 一日同	第 六一四号
同 五七年 三月二四日同	第 一四六号
同 五九年 五月一〇日同	第 二五三号
同 六三年 六月 二日同	第 二六一号
平成 元年一一月一六日同	第 六三九号
同 四年一一月一二日同	第 五九九号
同 六年 六月二三日同	第 四一三号
同 九年 一月三〇日同	第 四五号

同	一〇年	二月二六日同	第	七一号
同	一〇年	九月一〇日同	第	四七〇号
同	一二年	一月二七日同	第	二五号
同	一二年	四月二〇日同	第	二一五号
同	一四年	二月二一日国土交通省告示第	九八号	
同	一四年	四月 一日同	第	二八四号
同	一四年	八月 八日同	第	七〇〇号
同	一六年	四月 一日同	第	四二九号
同	一六年	一一月二五日同		第一四五五号
同	一七年	九月 一日同	第	九二九号
同	一七年	一二月二二日同		第一四五三号
同	一八年	八月 三日同	第	九一八号
同	一九年	六月 七日同	第	七九五号
同	二〇年	一一月二〇日同		第一三六三号
同	二一年	八月二七日同	第	九五七号
同	二二年	三月三〇日同	第	二五七号
同	二二年	九月二二日同		第一〇五六号
同	二三年	六月三〇日同	第	七〇八号
同	二三年	八月二五日同	第	八五七号
令和	二年	二月二七日同	第	一八八号
同	二年	三月一九日同	第	三八九号
同	二年	一〇月 八日同		第一二七〇号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十四条の二の規定に基づき、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示を次のように定め、昭和三十八年十月二十日から適用する。

航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示

航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域であって、特別管制空域Bに区分するものは別表第1に掲げる空域と、特別管制空域Cに区分するものは、航空交通管制区（進入管制区を除く。）に係るものにあつては別表第2に掲げる空域と、進入管制区又は航空交通管制圏に係るものにあつては別表第3に掲げる空

域とする。ただし、別表第1及び別表第3に掲げる空域にあつては、当該空域ごとに、航空交通管制業務に関する告示（昭和41年運輸省告示第149号）別表第2運用時間の欄に掲げる時間内に限るものとする。

（昭51運告355・全改、昭57運告146・平17国交告929・平22国交告257・一部改正）

別表第1

（平22年国交告257・追加、令2国交告188・一部改正）

名称	空域
那覇特別管制区	<p>1 那覇VORTAC (N26° 13' E127° 39') を中心とする半径34km の円内の区域のうち、那覇VORTACから真方位010° の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、那覇VORTACから真方位310° の方向へのびる直線の北側にあるもの（8に係る区域及び那覇空港の標点 (N26° 12' E127° 38') を中心とする半径 9 kmの円内の区域を除く。）の直上空域で高度3,000m以下のもの</p> <p>2 那覇VORTACを中心とする半径36kmの円内の区域のうち、那覇VORTACから真方位170° の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、那覇VORTACから真方位195° の方向へのびる直線の東側にあるもの（那覇空港の標点を中心とする半径 9 kmの円内の区域を除く。）の直上空域で高度200m以上3,000m以下のもの</p> <p>3 那覇VORTACを中心とする半径18kmの円内の区域のうち、那覇VORTACから真方位010° の方向へのびる直線の東側にあり、かつ、那覇VORTACから真方位170° の方向へのびる直線の東側にあるもの（6及び8に係る区域並びに那覇空港の標点を中心とする半径 9 kmの円内の区域を除く。）の直上空域で高度300mを超え3,000m以下のもの</p> <p>4 次に掲げる区域の直上空域で高度600m以上3,000m以下のもの</p> <p>a 那覇VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域のうち、N26° 48' 49" E127° 57' 15" の地点から真方位245° 51' の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、N26° 27' 14" E127° 06' 53" の地点から真方位180° の方向へのびる直線の東側にあるもの（1、2、3、5、6、7、8及び9に係る区域、N26°</p>

44' 14" E127° 45' 53" の地点を中心とする半径 9 km の円内の区域並びに N26° 23' 16" E127° 06' 13" の地点を中心とする半径 3.6 km の円内の区域を除く。)

- b 那覇VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域のうち、N26° 51' 14" E127° 30' 53" の地点と N26° 40' 14" E127° 35' 53" の地点とを結ぶ直線の西側にあり、かつ、N26° 48' 49" E127° 57' 15" の地点から真方位245° 51' の方向へのびる直線の北側にあるもの
  - c 那覇VORTACを中心とする半径54kmの円内の区域のうち、N26° 12' 14" E127° 06' 53" の地点と N26° 12' 14" E126° 55' 53" の地点とを結ぶ直線の南側にあり、かつ、N26° 27' 14" E127° 06' 53" の地点から真方位180° の方向へのびる直線の西側にあるもの
- 5 N26° 33' 47" E128° 02' 09" の地点、N26° 31' 46" E127° 59' 39" の地点、N26° 30' 26" E128° 00' 51" の地点、N26° 32' 09" E128° 03' 35" の地点及び N26° 33' 47" E128° 02' 09" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（9に係る区域を除く。）の直上空域で高度600mを超えるもの
- 6 N26° 19' 04" E127° 50' 47" の地点、N26° 17' 08" E127° 45' 19" の地点、N26° 14' 29" E127° 41' 25" の地点、N26° 12' 06" E127° 45' 08" の地点及び N26° 19' 04" E127° 50' 47" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（8及び9に係る区域を除く。）の直上空域で高度680m以上3,000m以下のもの
- 7 N26° 32' 14" E127° 58' 53" の地点、N26° 29' 14" E127° 51' 53" の地点、N26° 27' 14" E127° 53' 53" の地点、N26° 30' 14" E127° 57' 53" の地点、N26° 31' 14" E127° 58' 53" の地点及び N26° 32' 14" E127° 58' 53" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900mを超えるもの
- 8 N26° 21' 20" E127° 46' 03" の地点を中心とする半径 9 km の円内の区域（9に係る区域を除く。）の直上空域で高度950m以上のもの

	3,000m以下のもの
9	那覇VORTACを中心とする半径54kmの内の区域のうち、那覇VORTACから真方位045° の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、那覇VORTACから真方位170° の方向へのびる直線の東側にあるもの（那覇VORTACを中心とする半径18kmの内の区域を除く。）の直上空域で高度 1,200m以上 3,000m以下のもの

別表第2

(平14国交告284・全改、平22国交告257・旧別表第1繰下、平23国交告708・一部改正)

名称	空域
三沢第一特別管制区	N40° 59' 10" E141° 07' 17" の地点、N40° 49' 10" E141° 07' 17" の地点、N40° 49' 10" E141° 24' 47" の地点、N40° 51' 15" E141° 29' 47" の地点、N40° 53' 10" E141° 29' 47" の地点、N40° 59' 10" E141° 20' 47" の地点及びN40° 59' 10" E141° 07' 17" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度 6,100mを超え 7,000m以下のもの

別表第3

(平14国交告284・全改、平14国交告700・平16国交告429・平16国交告1455・平17国交告1453・平18国交告918・平19国交告795・平20国交告1363・平21国交告957・一部改正、平22国交告257・旧別表第2繰下、平22国交告1056・平23国交告857・令2国交告188・令2国交告389・令2国交告1270・一部改正)

名称	空域
千歳特別管制区	1 千歳タカン (N42° 46' E141° 40') を中心とし、半径33.3 km で、N43° 03' 25" E141° 34' 59" の地点とN43° 03' 51" E141° 41' 07" の地点とを結ぶ劣弧並びにN43° 03' 51" E141° 41' 07" の地点、N42° 57' 08" E141° 42' 18" の地点、N42° 56' 35" E141° 35' 58" の地点及びN43° 03' 25" E141° 34' 59" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度300m以上 2,450m以下のもの 2 N42° 56' 35" E141° 35' 58" の地点、N42° 57' 08" E141°

	<p>42' 18" の地点、N42° 35' 19" E141° 46' 09" の地点N42° 34' 42" E141° 39' 06" の地点及びN42° 56' 35" E141° 35' 58" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上600m以下及び900m以上 1,850m以下のもの(千歳管制圏に係るものを除く。)</p> <p>3 N42° 34' 42" E141° 39' 06" の地点、N42° 35' 19" E141° 46' 09" の地点及びN42° 28' 36" E141° 47' 19" の地点を順次に結ぶ線、千歳タカンを中心とし、半径33.3 kmで、N42° 28' 36" E141° 47' 19" の地点とN42° 27' 52" E141° 40' 05" の地点とを結ぶ劣弧並びにN42° 27' 52" E141° 40' 05" の地点とN42° 34' 42" E141° 39' 06" の地点とを結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度300m以上 2,450m以下のもの</p> <p>4 千歳タカンを中心とし、半径33.3 kmで、N43° 03' 51" E141° 41' 07" の地点とN43° 02' 57" E141° 48' 10" の地点とを結ぶ劣弧、N43° 02' 57" E141° 48' 10" の地点とN42° 30' 48" E141° 53' 47" の地点とを結ぶ線、千歳タカンを中心とし、半径33.3 kmで、N42° 30' 48" E141° 53' 47" の地点とN42° 28' 36" E141° 47' 19" の地点とを結ぶ劣弧並びにN42° 28' 36" E141° 47' 19" の地点、N42° 35' 19" E141° 46' 09" の地点、N42° 57' 08" E141° 42' 18" の地点及びN43° 03' 51" E141° 41' 07" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上600m以下及び900m以上 2,450m以下のもの(千歳管制圏に係るものを除く。)</p> <p>5 千歳タカンを中心とし、半径33.3 kmで、N43° 02' 57" E141° 48' 10" の地点とN42° 30' 48" E141° 53' 47" の地点とを結ぶ劣弧並びにN42° 30' 48" E141° 53' 47" の地点とN43° 02' 57" E141° 48' 10" の地点とを結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度 1,200m以上 2,450m以下のもの</p>
三沢第二特別管制区	N40° 59' 10" E141° 07' 17" の地点、N40° 49' 10" E141° 07' 17" の地点、N40° 49' 10" E141° 24' 47" の地点、N40° 51' 15" E141° 29' 47" の地点、N40° 53' 10" E141° 29' 47" の地

	点、N40° 59' 10" E141° 20' 47" の地点及びN40° 59' 10" E141° 07' 17" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度600m以上6,100m以下のもの
仙台特別管制区	仙台空港の標点 (N38° 08' E140° 55') を中心とし、半径 9 km で、N38° 10' 52" E141° 00' 32" の地点とN38° 03' 24" E140° 55' 41" の地点とを結ぶ劣弧並びにN38° 03' 24" E140° 55' 41" の地点とN37° 57' 01" E140° 59' 54" の地点とを結ぶ直線並びに仙台空港の標点を中心とし、半径22kmで、N37° 57' 01" E140° 59' 54" の地点とN38° 09' 18" E141° 10' 13" の地点とを結ぶ劣弧並びにN38° 09' 18" E141° 10' 13" の地点、N38° 11' 16" E141° 04' 22" の地点及びN38° 10' 52" E141° 00' 32" の地点とを順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上1,200m以下のもの
成田特別管制区	<p>1 N35° 43' 52" E140° 28' 45" の地点、N35° 40' 55" E140° 23' 15" の地点、N35° 37' 24" E140° 25' 45" の地点、N35° 40' 08" E140° 31' 28" の地点及びN35° 43' 52" E140° 28' 45" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（成田国際空港の標点 (N35° 46' E140° 23') を中心とする半径 9 km の円内の区域を除く。）の直上空域で高度200m以上1,200m以下のもの</p> <p>2 N35° 40' 08" E140° 31' 28" の地点、N35° 37' 24" E140° 25' 45" の地点、N35° 35' 07" E140° 27' 23" の地点、N35° 37' 51" E140° 33' 08" の地点及びN35° 40' 08" E140° 31' 28" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上1,500m以下のもの</p> <p>3 N35° 55' 21" E140° 20' 26" の地点、N35° 53' 19" E140° 16' 11" の地点、N35° 52' 09" E140° 17' 02" の地点、N35° 51' 30" E140° 15' 39" の地点、N35° 49' 57" E140° 16' 47" の地点、N35° 52' 38" E140° 22' 25" の地点及びN35° 55' 21" E140° 20' 26" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上1,850m以下のもの</p> <p>4 N35° 57' 43" E140° 18' 43" の地点、N35° 55' 04" E140°</p>

	13' 08" の地点、N35° 51' 30" E140° 15' 39" の地点、N35° 52' 09" E140° 17' 02" の地点、N35° 53' 19" E140° 16' 11" の地点、N35° 55' 21" E140° 20' 26" の地点及びN35° 57' 43" E140° 18' 43" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上1,850m以下のもの
5	次に掲げる区域の直上空域で高度600m以上1,850m以下のもの
	a N36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点、N35° 57' 05" E140° 11' 41" の地点、N35° 55' 04" E140° 13' 08" の地点、N35° 58' 37" E140° 20' 38" の地点、N35° 59' 50" E140° 19' 45" の地点及びN36° 00' 23" E140° 17' 23" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（霞ヶ浦飛行場の標点（N36° 02' E140° 12'）を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。）
	b N35° 37' 51" E140° 33' 08" の地点、N35° 35' 07" E140° 27' 23" の地点、N35° 32' 55" E140° 28' 58" の地点、N35° 35' 39" E140° 34' 43" の地点及びN35° 37' 51" E140° 33' 08" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
6	次に掲げる区域の直上空域で高度900m以上1,850m以下のもの
	a N36° 03' 17" E140° 17' 34" の地点、N36° 03' 15" E140° 12' 47" の地点、N36° 01' 17" E140° 08' 38" の地点、N35° 55' 04" E140° 13' 08" の地点、N35° 57' 43" E140° 18' 43" の地点、N35° 52' 38" E140° 22' 25" の地点、N35° 57' 33" E140° 24' 46" の地点、N36° 02' 26" E140° 21' 13" の地点及びN36° 03' 17" E140° 17' 34" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（5のaに係る区域を除く。）
	b N35° 35' 39" E140° 34' 43" の地点、N35° 32' 55" E140° 28' 58" の地点、N35° 28' 49" E140° 31' 55" の地点、N35° 31' 34" E140° 37' 39" の地点及びN35° 35' 39" E140° 34' 43" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
東京第一特別管制区	1 次に掲げる区域の直上空域で高度200m以上1,200m以下のもの

- a N35° 40' 02" E139° 48' 46" の地点、N35° 38' 11" E139° 47' 11" の地点、N35° 32' 13" E139° 52' 53" の地点、N35° 32' 15" E139° 56' 06" の地点、N35° 35' 09" E139° 56' 05" の地点、N35° 37' 58" E139° 52' 35" の地点及びN35° 40' 02" E139° 48' 46" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（東京国際空港の標点（N35° 33' E139° 47'）を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。）
- b N35° 30' 49" E139° 52' 16" の地点、N35° 28' 12" E139° 47' 09" の地点、N35° 25' 57" E139° 48' 45" の地点、N35° 28' 25" E139° 53' 58" の地点及びN35° 30' 49" E139° 52' 16" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（東京国際空港の標点を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。）
- 2 東京国際空港の標点を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900mを超える1,200m以下のもの
- 3 次に掲げる区域の直上空域で高度300m以上1,500m以下のもの
- a N35° 42' 09" E139° 50' 37" の地点、N35° 40' 02" E139° 48' 46" の地点、N35° 37' 58" E139° 52' 35" の地点、N35° 35' 09" E139° 56' 05" の地点、N35° 32' 15" E139° 56' 06" の地点、N35° 32' 15" E139° 58' 22" の地点、N35° 37' 01" E139° 58' 21" の地点、N35° 39' 49" E139° 54' 50" の地点及びN35° 42' 09" E139° 50' 37" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
- b N35° 28' 25" E139° 53' 58" の地点、N35° 25' 57" E139° 48' 45" の地点、N35° 23' 47" E139° 50' 18" の地点、N35° 26' 15" E139° 55' 31" の地点及びN35° 28' 25" E139° 53' 58" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域
- 4 次に掲げる区域の直上空域で高度450m以上1,850m以下のもの
- a N35° 43' 37" E139° 51' 53" の地点、N35° 42' 09" E139° 50' 37" の地点、N35° 39' 49" E139° 54' 50" の地点、N35° 37' 01" E139° 58' 21" の地点、N35° 32' 15"

E139° 58' 22" の地点、N35° 32' 16" E139° 59' 55" の地点、N35° 38' 17" E139° 59' 53" の地点、N35° 41' 05" E139° 56' 23" の地点及びN35° 43' 37" E139° 51' 53" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

b N35° 26' 15" E139° 55' 31" の地点、N35° 23' 47" E139° 50' 18" の地点、N35° 22' 28" E139° 51' 14" の地点、N35° 24' 56" E139° 56' 27" の地点及びN35° 26' 15" E139° 55' 31" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

5 次に掲げる区域の直上空域で高度600m以上1,850m以下のもの

a N35° 45' 46" E139° 53' 44" の地点、N35° 43' 37" E139° 51' 53" の地点、N35° 41' 05" E139° 56' 23" の地点、N35° 38' 17" E139° 59' 53" の地点、N35° 32' 16" E139° 59' 55" の地点、N35° 32' 17" E140° 02' 12" の地点、N35° 40' 09" E140° 02' 09" の地点、N35° 42' 57" E139° 58' 39" の地点及びN35° 45' 46" E139° 53' 44" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

b N35° 24' 56" E139° 56' 27" の地点、N35° 22' 28" E139° 51' 14" の地点、N35° 19' 57" E139° 53' 00" の地点、N35° 22' 25" E139° 58' 14" の地点及びN35° 24' 56" E139° 56' 27" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

6 次に掲げる区域の直上空域で高度750m以上1,850m以下のもの

a N35° 46' 10" E139° 54' 04" の地点、N35° 45' 46" E139° 53' 44" の地点、N35° 42' 57" E139° 58' 39" の地点、N35° 40' 09" E140° 02' 09" の地点、N35° 32' 17" E140° 02' 12" の地点、N35° 32' 17" E140° 04' 44" の地点、N35° 38' 18" E140° 04' 41" の地点、N35° 45' 02" E139° 59' 05" の地点、N35° 45' 55" E139° 57' 33" の地点、N35° 45' 23" E139° 55' 26" の地点及びN35° 46' 10" E139° 54' 04" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域

b N35° 22' 25" E139° 58' 14" の地点、N35° 19' 57" E139° 53' 00" の地点、N35° 18' 20" E139° 54' 09" の地

	<p>点、N35° 20' 48" E139° 59' 23" の地点及びN35° 22' 25" E139° 58' 14" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域</p>
7	<p>次に掲げる区域の直上空域で高度900m以上1,850m以下のもの</p> <p>a N35° 46' 40" E140° 00' 57" の地点、N35° 45' 55" E139° 57' 33" の地点、N35° 45' 02" E139° 59' 05" の地 点、N35° 38' 18" E140° 04' 41" の地点、N35° 32' 17" E140° 04' 44" の地点、N35° 32' 18" E140° 07' 11" の地 点、N35° 38' 18" E140° 07' 08" の地点、N35° 43' 12" E140° 05' 47" の地点、N35° 46' 00" E140° 02' 16" の地点 及びN35° 46' 40" E140° 00' 57" の地点を順次に結ぶ直線に よって囲まれる区域</p> <p>b N35° 20' 48" E139° 59' 23" の地点、N35° 18' 20" E139° 54' 09" の地点、N35° 16' 36" E139° 55' 22" の地 点、N35° 19' 04" E140° 00' 36" の地点及びN35° 20' 48" E139° 59' 23" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域</p>
8	<p>N35° 48' 57" E139° 56' 29" の地点、N35° 46' 10" E139° 54' 04" の地点、N35° 45' 23" E139° 55' 26" の地点、N35° 45' 55" E139° 57' 33" の地点、N35° 46' 40" E140° 00' 57" の地点及びN35° 48' 57" E139° 56' 29" の地点を順次に結 ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,050mを超え 1,850m以下のもの</p>
東京第二特別管制区	<p>1 N35° 40' 00" E139° 45' 44" の地点、N35° 37' 32" E139° 40' 31" の地点、N35° 35' 53" E139° 41' 41" の地点、N35° 38' 12" E139° 47' 00" の地点及びN35° 40' 00" E139° 45' 44" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（東京国際空港 の標点（N35° 33' E139° 47'）を中心とする半径9kmの円内の 区域を除く。）の直上空域で高度200mを超えて1,200m未満のもの</p> <p>2 N35° 41' 19" E139° 44' 48" の地点、N35° 38' 50" E139° 39' 35" の地点、N35° 37' 32" E139° 40' 31" の地点、N35° 40' 00" E139° 45' 44" の地点及びN35° 41' 19" E139° 44' 48" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で</p>

	<p>高度300mを超えるもの</p> <p>3 N35° 42' 39" E139° 43' 57" の地点、N35° 40' 41" E139° 39' 47" の地点、N35° 38' 56" E139° 39' 31" の地点、N35° 38' 50" E139° 39' 35" の地点、N35° 41' 19" E139° 44' 48" の地点、N35° 42' 27" E139° 44' 00" の地点及びN35° 42' 39" E139° 43' 57" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度450mを超えるもの</p> <p>4 N35° 47' 17" E139° 40' 47" の地点、N35° 40' 41" E139° 39' 47" の地点、N35° 42' 39" E139° 43' 57" の地点、N35° 45' 15" E139° 43' 23" の地点及びN35° 47' 17" E139° 40' 47" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度600mを超えるもの</p>
中部特別管制区	<p>1 次に掲げる区域の直上空域で高度900m以上2,150m以下のもの (中部VORを中心とする半径27.8 kmの円内の区域を除く。)</p> <p>a 中部VOR (N34° 51' E136° 48') を中心とし、半径33.3 kmで、N35° 09' 26" E136° 46' 34" の地点とN35° 08' 01" E136° 39' 29" の地点とを結ぶ劣弧並びにN35° 08' 01" E136° 39' 29" の地点、N35° 05' 07" E136° 40' 34" の地点、N35° 06' 28" E136° 47' 16" の地点及びN35° 09' 26" E136° 46' 34" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域</p> <p>b 中部VORを中心とし、半径33.3 kmで、N34° 34' 20" E136° 54' 52" の地点とN34° 33' 29" E136° 48' 01" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 34' 20" E136° 54' 52" の地点、N34° 37' 18" E136° 54' 10" の地点、N34° 36' 29" E136° 47' 39" の地点及びN34° 33' 29" E136° 48' 01" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域</p> <p>2 次に掲げる区域の直上空域で高度750m以上2,150m以下のもの</p> <p>a 中部VORを中心とし、半径27.8 kmで、N35° 06' 28" E136° 47' 16" の地点とN35° 05' 07" E136° 40' 34" の地点とを結ぶ劣弧並びにN35° 05' 07" E136° 40' 34" の地点、N35° 03' 33" E136° 41' 09" の地点、N35° 04' 36" E136° 47'</p>

- 42" の地点及びN35° 06' 28" E136° 47' 16" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
- b 中部VORを中心とし、半径27.8 kmで、N34° 37' 18" E136° 54' 10" の地点とN34° 36' 29" E136° 47' 39" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 36' 29" E136° 47' 39" の地点、N34° 38' 11" E136° 47' 26" の地点、N34° 39' 11" E136° 53' 43" の地点及びN34° 37' 18" E136° 54' 10" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
- 3 次に掲げる区域の直上空域で高度540m以上2,150m以下のもの
- a N35° 04' 36" E136° 47' 42" の地点、N35° 03' 33" E136° 41' 09" の地点、N35° 01' 38" E136° 41' 52" の地点、N35° 02' 38" E136° 48' 10" の地点及びN35° 04' 36" E136° 47' 42" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
- b N34° 41' 09" E136° 53' 15" の地点、N34° 40' 11" E136° 47' 10" の地点、N34° 38' 11" E136° 47' 26" の地点、N34° 39' 11" E136° 53' 43" の地点及びN34° 41' 09" E136° 53' 15" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
- 4 次に掲げる区域の直上空域で高度390m以上1,650m以下のもの
- a N35° 02' 38" E136° 48' 10" の地点、N35° 01' 38" E136° 41' 52" の地点、N34° 58' 45" E136° 42' 56" の地点、N34° 59' 42" E136° 48' 52" の地点及びN35° 02' 38" E136° 48' 10" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
- b N34° 44' 06" E136° 52' 34" の地点、N34° 43' 10" E136° 46' 48" の地点、N34° 40' 11" E136° 47' 10" の地点、N34° 41' 09" E136° 53' 15" の地点及びN34° 44' 06" E136° 52' 34" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域
- 5 次に掲げる区域の直上空域で高度240m以上1,200m以下のもの  
(中部国際空港の標点 (N34° 52' E136° 48') を中心とする半径9 kmの円内の区域を除く。)
- a N34° 59' 42" E136° 48' 52" の地点、N34° 58' 45" E136° 42' 56" の地点、N34° 55' 14" E136° 44' 15" の地

	<p>点、N34° 56' 24" E136° 49' 39" の地点及びN34° 59' 42" E136° 48' 52" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域</p> <p>b N34° 47' 24" E136° 51' 47" の地点、N34° 46' 47" E136° 46' 20" の地点、N34° 43' 10" E136° 46' 48" の地点、N34° 44' 06" E136° 52' 34" の地点及びN34° 47' 24" E136° 51' 47" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域</p>
名古屋特別管制区	<p>1 名古屋VORTAC (N35° 16' E136° 55') を中心とする半径24kmの円内の区域でN35° 06' 33" E136° 58' 18" の地点及びN35° 08' 24" E137° 02' 38" の地点を結ぶ直線の南側にあり、N35° 08' 24" E137° 02' 38" の地点及びN35° 03' 43" E137° 05' 34" の地点を結ぶ直線の西側、かつ、N35° 06' 33" E136° 58' 18" の地点及びN35° 01' 51" E137° 01' 15" の地点を結ぶ直線の東側にあるもののうち高度390m以上1,500m以下のもの</p> <p>2 N35° 11' 03" E137° 00' 57" の地点、N35° 09' 13" E136° 56' 37" の地点、N35° 06' 33" E136° 58' 18" の地点、N35° 08' 24" E137° 02' 38" の地点及びN35° 11' 03" E137° 00' 57" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度250m以上1,200m以下のもの</p>
大阪特別管制区	<p>1 大阪空港の標点 (N34° 47' E135° 26') を中心とし、半径9kmで、N34° 45' 19" E135° 32' 03" の地点とN34° 42' 23" E135° 28' 28" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 42' 23" E135° 28' 28" の地点、N34° 40' 38" E135° 30' 34" の地点、N34° 43' 35" E135° 34' 09" の地点及びN34° 45' 19" E135° 32' 03" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上900m以下のもの</p> <p>2 N34° 43' 35" E135° 34' 09" の地点、N34° 40' 38" E135° 03' 34" の地点、N34° 39' 53" E135° 31' 28" の地点、N34° 42' 50" E135° 35' 04" の地点及びN34° 43' 35" E135° 34' 09" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度330m以上1,200m以下のもの</p>

	<p>3 N34° 42' 50" E135° 35' 04" の地点、N34° 39' 53" E135° 31' 28" の地点、N34° 39' 30" E135° 31' 57" の地点及びN34° 37' 14" E135° 30' 28" の地点を順次に結ぶ線並びにN34° 41' E135° 33' の地点を中心とし、半径8.1kmで、N34° 37' 14" E135° 30' 28" の地点とN34° 40' 05" E135° 38' 22" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 40' 05" E135° 38' 22" の地点とN34° 42' 50" E135° 35' 04" の地点を結ぶ直線で囲まれる区域の直上空域で高度390mを超える1,500m以下のもの</p> <p>4 N34° 41' E135° 33' の地点を中心とし、半径8.1kmで、N34° 40' 05" E135° 38' 22" の地点とN34° 37' 14" E135° 30' 28" の地点とを結ぶ劣弧、N34° 37' 14" E135° 30' 28" の地点とN34° 33' 17" E135° 27' 52" の地点とを結ぶ直線、N34° 41' E135° 33' の地点を中心とし、半径16.2kmで、N34° 33' 17" E135° 27' 52" の地点とN34° 36' 39" E135° 42' 30" の地点とを結ぶ劣弧及びN34° 36' 39" E135° 42' 30" の地点とN34° 40' 05" E135° 38' 22" の地点とを結ぶ直線で囲まれる区域の直上空域で高度900m以上1,500m以下のもの</p>
神戸特別管制区	<p>1 N34° 39' 31" E135° 07' 40" の地点、N34° 39' 18" E135° 04' 45" の地点、N34° 35' 08" E135° 05' 15" の地点及びN34° 35' 23" E135° 08' 14" の地点を順次に結ぶ線並びに神戸空港の標点（N34° 38' E135° 13'）を中心とし、半径9kmで、N34° 35' 23" E135° 08' 14" の地点とN34° 39' 31" E135° 07' 40" の地点とを結ぶ劣弧によって囲まれる区域の直上空域で高度250m以上1,200m以下のもの</p> <p>2 N34° 39' 18" E135° 04' 45" の地点、N34° 39' 01" E135° 01' 07" の地点、N34° 34' 49" E135° 01' 37" の地点、N34° 35' 08" E135° 05' 15" の地点及びN34° 39' 18" E135° 04' 45" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度360m以上1,500m以下のもの</p> <p>3 N34° 39' 01" E135° 01' 07" の地点、N34° 38' 50" E134° 58' 42" の地点、N34° 34' 37" E134° 59' 12" の地点、N34°</p>

	<p>34° 49" E135° 01' 37" の地点及びN34° 39' 01" E135° 01' 07" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度540m以上1,500m以下のもの</p> <p>4 N34° 38' 50" E135° 58' 42" の地点とN34° 38' 35" E134° 55' 31" の地点とを結ぶ直線、神戸VOR (N34° 38' E135° 14')を中心とし、半径27kmで、N34° 38' 35" E134° 55' 31" の地点とN34° 34' 20" E134° 56' 00" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 34' 20" E134° 56' 00" の地点、N34° 34' 37" E134° 59' 12" の地点及びN34° 38' 50" E134° 58' 42" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度750m以上1,500m以下のもの</p>
関西特別管制区	<p>1 N34° 33' 13" E135° 19' 45" の地点とN34° 30' 44" E135° 16' 03" の地点とを結ぶ直線、関西国際空港の標点 (N34° 26' E135° 14')を中心とし、半径 9 kmで、N34° 30' 44" E135° 16' 03" の地点とN34° 26' 37" E135° 19' 59" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 26' 37" E135° 19' 59" の地点、N34° 28' 29" E135° 22' 45" の地点、N34° 31' 47" E135° 24' 17" の地点及びN34° 33' 13" E135° 19' 45" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上900m以下のもの</p> <p>2 N34° 25' 20" E135° 07' 58" の地点、N34° 23' 47" E135° 05' 38" の地点、N34° 19' 43" E135° 09' 38" の地点及びN34° 21' 19" E135° 12' 02" の地点を順次に結ぶ線並びに関西国際空港の標点を中心とし、半径 9 kmで、N34° 21' 19" E135° 12' 02" の地点とN34° 25' 20" E135° 07' 58" の地点とを結ぶ劣弧によって囲まれる区域の直上空域で高度200m以上1,200m以下のもの</p> <p>3 N34° 34' 15" E135° 20' 14" の地点、N34° 33' 13" E135° 19' 45" の地点、N34° 31' 47" E135° 24' 17" の地点、N34° 34' 08" E135° 25' 24" の地点及びN34° 34' 15" E135° 20' 14" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高</p>

度300m以上1,200m以下のもの

- 4 N34° 23' 47" E135° 05' 38" の地点、N34° 22' 31" E135° 03' 45" の地点、N34° 18' 27" E135° 07' 45" の地点、N34° 19' 43" E135° 09' 38" の地点及びN34° 23' 47" E135° 05' 38" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度300m以上1,500m以下のもの
- 5 神戸空港の標点を中心とし、半径9kmで、N34° 38' 15" E135° 19' 30" の地点とN34° 33' 06" E135° 12' 06" の地点とを結ぶ劣弧、N34° 33' 06" E135° 12' 06" の地点とN34° 30' 47" E135° 12' 01" の地点とを結ぶ直線、関西国際空港の標点を中心とし、半径9kmで、N34° 30' 47" E135° 12' 01" の地点とN34° 30' 44" E135° 16' 03" の地点とを結ぶ劣弧並びにN34° 30' 44" E135° 16' 03" の地点、N34° 33' 13" E135° 19' 45" の地点、N34° 34' 15" E135° 20' 14" の地点、N34° 34' 08" E135° 25' 24" の地点、N34° 35' 20" E135° 25' 58" の地点、N34° 38' 09" E135° 24' 33" の地点及びN34° 38' 15" E135° 19' 30" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上1,500m以下のもの
- 6 N34° 38' 24" E135° 12' 15" の地点とN34° 33' 06" E135° 12' 06" の地点とを結ぶ直線、神戸空港の標点を中心とし、半径9kmで、N34° 33' 06" E135° 12' 06" の地点とN34° 38' 15" E135° 19' 30" の地点とを結ぶ劣弧及びN34° 38' 15" E135° 19' 30" の地点とN34° 38' 24" E135° 12' 15" の地点とを結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度750mを超える1,500m以下のもの
- 7 N34° 22' 31" E135° 03' 45" の地点、N34° 20' 57" E135° 01' 25" の地点、N34° 16' 53" E135° 05' 24" の地点、N34° 18' 27" E135° 07' 45" の地点及びN34° 22' 31" E135° 03' 45" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度450m以上2,150m以下のもの
- 8 N34° 20' 57" E135° 01' 25" の地点、N34° 18' 53" E134°

	58' 20" の地点、N34° 14' 49" E135° 02' 19" の地点、N34° 16' 53" E135° 05' 24" の地点及びN34° 20' 57" E135° 01' 25" の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度600m以上2,150m以下のもの
高松特別管制区	<p>1 N34° 19' 11" E134° 17' 34" の地点、N34° 15' 21" E134° 19' 00" の地点、N34° 13' 52" E134° 13' 13" の地点、N34° 17' 42" E134° 11' 47" の地点及びN34° 19' 11" E134° 17' 34" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度750m以上1,350m以下のもの</p> <p>2 N34° 17' 42" E134° 11' 47" の地点、N34° 13' 52" E134° 13' 13" の地点、N34° 12' 17" E134° 06' 57" の地点、N34° 16' 07" E134° 05' 31" の地点及びN34° 17' 42" E134° 11' 47" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（高松空港の標点（N34° 13' E134° 01'）を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。）の直上空域で高度300m以上1,350m以下のもの</p>
福岡特別管制区	<p>1 N33° 41' 04" E130° 25' 46" の地点、N33° 39' 05" E130° 21' 36" の地点、N33° 38' 04" E130° 22' 18" の地点、N33° 40' 03" E130° 26' 28" の地点及びN33° 41' 04" E130° 25' 46" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（福岡空港の標点A（N33° 35' E130° 27'）を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。）の直上空域で高度200m以上1,500m以下のもの</p> <p>2 N33° 42' 02" E130° 25' 07" の地点、N33° 40' 03" E130° 20' 57" の地点、N33° 39' 05" E130° 21' 36" の地点、N33° 41' 04" E130° 25' 46" の地点及びN33° 42' 02" E130° 25' 07" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度240m以上1,500m以下のもの</p> <p>3 N33° 46' 20" E130° 22' 11" の地点、N33° 44' 21" E130° 18' 01" の地点、N33° 40' 03" E130° 20' 57" の地点、N33° 42' 02" E130° 25' 07" の地点及びN33° 46' 20" E130° 22' 11" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度270m以上1,500m以下のもの</p>

宮崎特別管制区	N31° 56' 04" E131° 31' 12" の地点、N31° 50' 04" E131° 31' 58" の地点、N31° 51' 06" E131° 44' 30" の地点、N31° 57' 06" E131° 43' 52" の地点及びN31° 56' 04" E131° 31' 12" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(宮崎空港の標点(N31° 53' E131° 27')を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。)の直上空域で高度200m以上800m以下のもの
鹿児島特別管制区	<p>1 N31° 45' 13" E130° 47' 53" の地点、N31° 43' 13" E130° 43' 49" の地点、N31° 41' 22" E130° 45' 04" の地点、N31° 43' 22" E130° 49' 08" の地点及びN31° 45' 13" E130° 47' 53" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域(鹿児島空港の標点(N31° 48' E130° 43')を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。)の直上空域で高度450m以上1,500m以下のもの</p> <p>2 N31° 43' 22" E130° 49' 08" の地点、N31° 41' 22" E130° 45' 04" の地点、N31° 39' 38" E130° 46' 15" の地点、N31° 41' 38" E130° 50' 18" の地点及びN31° 43' 22" E130° 49' 08" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度540m以上1,500m以下のもの</p> <p>3 N31° 41' 38" E130° 50' 18" の地点、N31° 39' 38" E130° 46' 15" の地点、N31° 37' 02" E130° 48' 00" の地点、N31° 39' 02" E130° 52' 04" の地点及びN31° 41' 38" E130° 50' 18" の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度700m以上1,500m以下のもの</p>

改正文 (昭和四二年一〇月七日運輸省告示第二九一号) 抄

昭和四十二年十一月一日から適用する。

改正文 (昭和四三年五月二八日運輸省告示第一五九号) 抄

昭和四十三年六月一日から適用する。

改正文 (昭和四五年二月四日運輸省告示第三五号) 抄

昭和四十五年二月五日から適用する。

改正文 (昭和四五年三月四日運輸省告示第六八号) 抄

昭和四十五年三月六日から適用する。

改正文 (昭和四五年一〇月二六日運輸省告示第二八八号) 抄

昭和四十五年十一月十二日から適用する。

改正文 (昭和四六年五月二一日運輸省告示第一八〇号) 抄

昭和四十六年六月二十五日から適用する。

改正文 (昭和四六年六月二四日運輸省告示第二二五号) 抄

昭和四十六年七月二十五日から適用する。

改正文 (昭和四六年一〇月四日運輸省告示第三四三号) 抄

昭和四十六年十月二十九日から適用する。

改正文 (昭和四六年一二月四日運輸省告示第四二七号) 抄

昭和四十七年一月六日から適用する。

改正文 (昭和四七年二月一七日運輸省告示第四四号) 抄

昭和四十七年三月二日から適用する。

改正文 (昭和四七年三月二九日運輸省告示第一〇〇号) 抄

昭和四十七年四月一日から適用する。

改正文 (昭和四七年六月二二日運輸省告示第二二五号) 抄

昭和四十七年六月二十二日から適用する。

改正文 (昭和四八年五月二三日運輸省告示第二〇九号) 抄

昭和四十八年五月二十四日から適用する。

改正文 (昭和五一年二月三日運輸省告示第五五号) 抄

昭和五十一年二月二十六日から適用する。

改正文 (昭和五一年七月一五日運輸省告示第三五五号) 抄

昭和五十一年八月十二日から適用する。

改正文 (昭和五三年三月二五日運輸省告示第一五九号) 抄

運輸大臣が別に告示で定める日から適用する。

(昭和五三年運輸省告示第一九六号で昭和五三年五月二〇日から適用)

(昭五三運告一七六・一部改正)

改正文 (昭和五三年一二月一日運輸省告示第六一四号) 抄

昭和五十三年十二月一日から適用する。

改正文 (昭和五七年三月二四日運輸省告示第一四六号) 抄

昭和五十七年三月三十一日から適用する。

改正文 (昭和五九年五月一〇日運輸省告示第二五三号) 抄

昭和五十九年六月七日から適用する。

改正文 (昭和六三年六月二日運輸省告示第二六一号) 抄

昭和六十三年七月二十日から適用する。

改正文 (平成元年一一月一六日運輸省告示第六三九号) 抄

東海特別管制区の項の改正規定は平成元年十二月十四日から、高松特別管制区の項の改正規定は平成元年十二月十六日から適用する。

改正文 (平成四年一一月一二日運輸省告示第五九九号) 抄

平成四年十二月十八日から適用する。

改正文 (平成六年六月二三日運輸省告示第四一三号) 抄

平成六年九月四日から適用する。

附 則 (平成九年一月三〇日運輸省告示第四五号)

この告示は、平成九年三月二十七日から適用する。

附 則 (平成一〇年二月二六日運輸省告示第七一号)

この告示は、平成十年三月二十六日から適用する。

附 則 (平成一〇年九月一〇日運輸省告示第四七〇号)

この告示は、平成十年十一月五日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二七日運輸省告示第二五号)

この告示は、平成十二年三月二十三日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二〇日運輸省告示第二一五号)

この告示は、平成十二年五月十八日から施行する。ただし、成田特別管制区、大阪特別管制区及び関西特別管制区の項の改正規定は、平成十二年六月十五日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二一日国土交通省告示第九八号)

この告示は、平成十四年四月十八日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日国土交通省告示第二八四号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、成田特別管制区の項の改正規定は、平成十四年四月十八日から施行する。

附 則 (平成一四年八月八日国土交通省告示第七〇〇号)

この告示は、平成十四年十月三日から施行する。

改正文 (平成一六年一一月二五日国土交通省告示第一四五五号) 抄

平成十七年二月十七日から適用する。

附 則 (平成一七年九月一日国土交通省告示第九二九号)

この告示は、平成十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日国土交通省告示第一四五三号)

この告示は、平成十八年二月十六日から施行する。

附 則 (平成一八年八月三日国土交通省告示第九一八号)

この告示は、平成十八年九月二十八日から施行する。

附 則 (平成一九年六月七日国土交通省告示第七九五号)

この告示は、平成十九年八月二日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二〇日国土交通省告示第一三六三号)

この告示は、平成二十年十二月十八日から施行する。

附 則 (平成二一年八月二七日国土交通省告示第九五七号)

この告示は、平成二十一年十月二十二日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日国土交通省告示第二五七号)

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二二年九月二二日国土交通省告示第一〇五六号)

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日国土交通省告示第七〇八号)

この告示は、平成二十三年七月二十八日から施行する。

附 則 (平成二三年八月二五日国土交通省告示第八五七号)

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

附 則 (令和二年二月二七日国土交通省告示第一八八号)

この告示は、令和二年三月二十六日から施行する。

附 則 (令和二年三月一九日国土交通省告示第三八九号)

この告示は、令和二年三月二十六日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月八日国土交通省告示第一二七〇号)

この告示は、令和二年十一月五日から施行する。